

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	特別支援教育就学奨励費の支給事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。)に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜県教育委員会は、特別支援教育就学奨励費の支給事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岐阜県教育委員会

公表日

令和6年1月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援教育就学奨励費の支給事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。)
②事務の概要	・特別支援学校への就学奨励に関する法律に準じた、特別支援学校に在学する生徒等の保護者等に対する就学のために必要な経費の支弁に関する事務 ・児童等の保護者等の属する世帯の収入の額により、支給される経費の範囲が異なるため、所得に関する情報等を照会して支給区分の判定を行う。
③システムの名称	中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、就学奨励費システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援教育就学奨励費支給ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 岐阜県個人番号の利用等に関する条例第3条第1項 別表第一
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岐阜県教育委員会 特別支援教育課
②所属長の役職名	特別支援教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	個人情報総合窓口 〒500 8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 TEL:058-272-1138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岐阜県教育委員会特別支援教育課 〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 058-272-8751

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
平成30年10月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年2月1日時点	平成30年9月21日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
平成30年10月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年2月1日時点	平成30年9月21日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和1年5月21日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年9月21日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和1年5月21日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年9月21日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和1年5月21日	様式	平成30年5月 様式2	平成31年1月 様式2	事後	
令和2年6月4日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年6月4日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年5月24日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年5月24日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号	【情報照会の根拠】 番号法第19条第9号	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和4年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和4年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和6年1月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。